

平成30年度「独立行政法人等非識別加工情報」に関する
提案の募集実施について

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第4章の2の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則（平成29年個人情報保護委員会規則第2号。以下「規則」という。）第3条第2項の規定に基づき、平成30年度「独立行政法人等非識別加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項（提案の募集要項）を以下のよう実施いたします。

1. 提案募集の趣旨

独立行政法人等が保有する個人情報の適正かつ効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲において、法第44条の5の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）が保有する個人情報を加工して作成する独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案について、当法人を含め独立行政法人等において募集することとなっております。

2. 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる個人情報ファイルは、機構ホームページの「個人情報ファイル管理簿」に掲載していません（個人情報ファイル簿（単票）の非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルに「該当」となっているものが対象となりません）。

<<個人情報ファイル管理簿>>

<http://www.nibiohn.go.jp/disclosure/management-book.html>

3. 提案の主体（提案者の要件）

独立行政法人等非識別加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問いません。また、単独提案、共同提案のいずれも可能です。

ただし、いずれかに該当する者は提案できません。

- ① 未成年者、成年被後見人又は被保佐人

- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法、個人の情報の保護に関する法律（平成15年法第57号）、若しくは行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ④ 法第44条の14の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- ⑤ 行政機関個人情報保護法第44条の14の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、解除の日から起算して2年を経過しない者
- ⑥ 法人その他の団体であって、その役員のうち上記①から⑤までのいずれかに該当するものがある者

（注1） 代理人による提案の場合は、代理人の権限を証する書面を添えて提案して下さい。

（注2） 上記①から⑥までのいずれかに該当する者のほか、法第2条第11項の規定により、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人も提案することはできません。

4. 募集期間

平成31年2月12日（火）から平成31年3月14日（木）まで

5. 提案の方法

(1) 提出書類

提案にあたっては、次の提案書類を提出して下さい。

<提案書類>

① 提案書

独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書
（様式第1号）（注1）

② 添付書類

誓約書（様式第2号）

（上記3の①から⑥までに該当しないことを誓約する書面）

③独立行政法人等非識別加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出
又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面（様式自由）

④提案する者の本人確認書類（注2）

⑤委任状（代理人の権限を証する書面）（注3）

（注1） 法第44条の12第1項の規定に基づき、既作成の独立行政法人等非識別加工情報について、当初提案をした者以外の者が新たに利用する場合、既に独立行政法人等非識別加工情報の提供を受けた事業者が利用目的を変更する場合や利用期間を延長する場合には、「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」を提出して下さい。提案の方法、審査及び契約に係る手続については、当初の提案の場合に準じます。

（注2） 提案をする者が個人である場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等の写しを添付して下さい（個人番号カード、住民票の写しを添付する際には黒塗り等により個人番号が判読されないような措置を施して下さい）。提案する者が法人その他の団体の場合は、登記事項証明書や印鑑登録証明書等（提案の日前6か月以内に作成されたものに限る。）を添付して下さい。

（注3） 代理人による提案をする場合に限りです。

（2）提出方法

必要書類2部をいずれかの方法により提出して下さい。

① 持参による場合

総務部総務課（電話：072-641-9811）まで事前にご連絡いただいた上で、祝日を除く平日の9：30～17：00にお持ち下さい。

② 郵送・信書便による場合

封筒の表面に「非識別加工情報の利用に関する提案書類在中」と朱書きの上、以下の提出先までお送りください。締切日当日必着です。

＜ 提案書類の提出先＞

〒562-0085 大阪府茨木市彩都あさぎ7-6-8

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

6. 提案の審査基準

提案については、以下の基準に適合するかどうかを審査します。

① 提案者が法第44条の6各号（欠格事由）のいずれにも該当しないこと。

② 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の本人の数が、独立行政法人等非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。

- ③ 特定される加工の方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元できないようにするために必要なものとして、規則第 10 条で定める基準に適合するものであること。
- ④ 独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- ⑤ 利用期間が事業の目的並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間であること。
- ⑥ 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用目的・方法、漏えい防止等の適切な管理のために講ずる措置が、当該独立行政法人等非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- ⑦ 機構が提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を作成する場合に、機構の事務に著しい支障を及ぼさないものであること。

7. 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、各提案者に個別に通知します。なお、通知の発送は、平成 31 年 4 月中メドを予定しております。

8. 独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約

審査基準に適合すると認めるときは、提案者に対して審査結果通知書とともに同封する契約の締結の申込書及び契約書に必要事項を記入して提出することにより、契約を締結することができます。この場合、所定の手数料を納付いただきます。ただし、契約の締結後は、所定の手続きを経ない限り、契約条件の変更は認めません。

なお、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、審査結果通知書に理由を付してその旨を通知します。

9. 留意事項

- (1) 提案者は、提案書類の提出をもって、この募集要項の記載内容を承諾したものとします。
- (2) 機構からの審査結果通知書等の送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります（必要となる手数料単価については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 548 号）第 25 条を参照願います）。
- (3) 提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求めることがあります。

- (4) 機構が作成・提供した独立行政法人等非識別加工情報の著作権は、機構に帰属します。
- (5) 独立行政法人等非識別加工情報の利用は契約に基づくものであり、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の対象外となります。
- (6) 提案書類は返却しません。

【照会先】

本件につきましてご不明な点等ございましたら、次の連絡先までお問い合わせ下さい。

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所総務部総務課

電話：072-641-9811